

誓約書

【東洋トップグローバル奨学金 A・B】

東洋大学

学長 矢口 悦子 殿

1. 以下の場合、奨学金受給の資格を失います。
 - 1) 出願時及び入学後に大学に提出した書類の記載事項等に、事実と相違があった場合。
 - 2) 休学、退学、及び学則による停学、譴責の処分を受けた場合。
 - 3) 転部若しくは転科した場合。
 - 4) 本学の名誉を著しく毀損した場合。
2. 奨学金受給の資格を失った場合、既に支給を受けた奨学金を最大 6 ヶ月分返金します。
3. 奨学金受給のための成績基準を満たさなかった場合、奨学金の給付が中止されます。

上記に同意の上、奨学金の受給を希望します。

年 月 日

・入学学部

・入学学科

・本人氏名

・本人署名

・保証人氏名

続柄

・保証人署名
